

香川県条例第25号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(12)</u> 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)～(16)</u> 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。）別表第1の左欄に掲げる執行機関（知事に限る。）が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(4)～(13) 略</u></p> <p><u>(14) 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）による同条例第12条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(17)～(19) 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。